

## 国民年金だより

### ★産前産後期間の届出をすると国民年金保険料が免除されます！

国民年金第1号被保険者の方が出産した場合、産前産後期間の国民年金保険料が一定期間免除されます。免除となるには届出が必要です。お近くの年金事務所または保険課で手続きをお願いします。

#### 【対象となる方・届出時期】

- ・国民年金第1号被保険者で平成31年2月1日以降に出産された方が対象です。  
※妊娠85日（4カ月）以上の出産が対象です。（死産、流産、早産を含みます）
- ・出産予定日の6カ月前から届出ができます。出産後の届出はいつでも可能です。

#### 【保険料納付が免除される期間】

- ・出産予定月または出産月の前月から4カ月間の保険料が免除されます。  
（多胎妊娠の場合は、出産予定月または出産月の3カ月前から6カ月間）  
※免除を受けても将来の年金受給額は減りません。
- ・すでに該当期間分の保険料を納付している場合には、保険料を後日お返しします。
- ・産前産後期間も付加保険料（月額400円）を納付することができます。

#### 【届出に必要なもの】

母子健康手帳、マイナンバーカード（お持ちでない方は、マイナンバーが確認できる書類および本人確認ができる書類を提示してください）

#### ○浜田年金事務所 出張年金相談

相談日 5月12日(火)・26日(火)

相談場所 益田市立市民学習センター 104 研修室

相談時間 10:00～15:30

【予約・問い合わせ先】浜田年金事務所 ☎ 0855-22-0670

#### ☆要予約

相談日の1カ月前から受付

※定員に達した時点で受付は終了します。

※予約の際は、お手元に基礎年金番号の分かるものをご用意ください。

※年金相談には、基礎年金番号がわかる書類（基礎年金番号通知書、年金手帳、年金証書または年金額改定通知書などに記載されています）、マイナンバー（個人番号）がわかるもの、本人確認ができる身分証明書（運転免許証等）などをお持ちください。代理の方の場合は、委任状と代理の方の本人確認ができる身分証明書が必要です。

※浜田年金事務所でも相談される場合も電話での予約が必要です。

【問い合わせ先】市保険課 ☎ 31-0216

広告



### 意見や提言を「市長への手紙」で

市政に対する意見や提言などをお寄せください。秘密は厳守します。なお、市公式ウェブサイトで公開することがありますので、下記の記載事項に沿ってお寄せください。「市長への手紙」と明記するか、左下のマークを貼付してお送りください。

<記載事項> 1.住所・氏名・電話番号 2.意見・提言の題名 3.現状と問題点 4.意見・提言内容

5.予想される効果 6.希望する回答方法（郵送もしくはEメールのどちらか）または回答を希望しない場合はその旨 7.いただいた意見公開の可否（可・否）※必ずご記入ください。

手紙：〒698-8650 常盤町1番1号 秘書広報課宛て FAX：23-2456

メール：hisyo@city.masuda.lg.jp（件名は「市長への手紙」）

※住所・氏名がないと回答できかねますのでご注意ください。

市長への手紙

